（現在の施設との相違点や必要性など）	
安定供給確保への効果 （施設整備により達成される供給能力等の具体的な能力向上の想定を記載）	
総従業員数（うち技術者数）（注２）	人（　　人）

（注１）取組の内容については、上記４（３）で選択したものを記載すること。
（注２）取組開始時に予定する従業員の人数を記載すること。
（注３）土地・建物の所有関係に関する資料、施設の配置図、設計図、設備の配置図を提出すること。
（注４）複数の施設を整備する場合は、上表を追加し、個別施設ごとに記載すること。

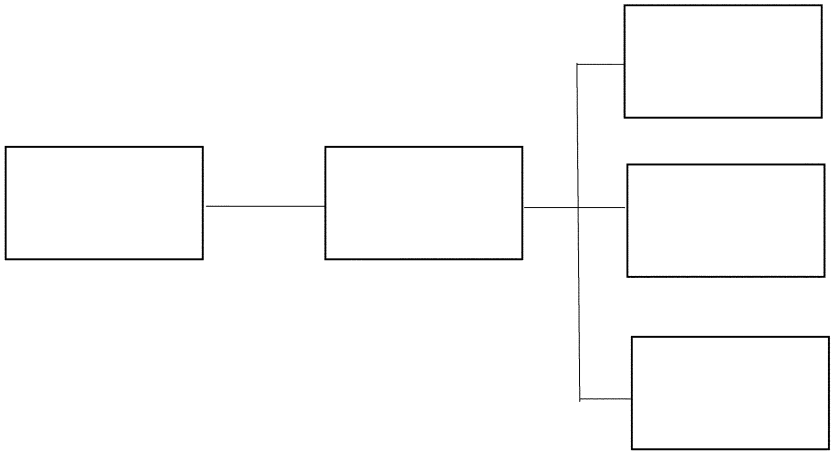
（５）取組において支援措置の対象とする設備の内容

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：	
取組の内容	
設備の名称	
設備の所在地（住所）	
単価及び数量	単価（円）： 数量（単位）：
合計金額（円）	
設備の説明	（現在保有している設備等と比較した供給能力や製品スペック、生産性等の相違点）
安定供給確保への効果	（設備導入により達成される供給能力等の具体的な能力向上の想定を記載）

（注１）取組の内容については、上記４（３）で選択したものを記載すること。
（注２）複数の設備を導入する場合は、上表を追加し、個別設備ごとに記載すること。
（注３）設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要がわかる資料を添付すること。

6　取組の実施体制

（実施体制図（記載例））



（実施体制に関する状況）

（取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況）

（注１）安定供給確保のための取組に関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を、図などを活用して記載すること。その際、安定供給確保取組方針第３章第５節に関する事項を実施体制に関する状況として記載すること。また、省令※第10条の報告を行う体制についても明記すること。なお、取組の実施に際する社内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点から、情報を適切に管理（情報開示に関する社内規定の整備を含む。）するための体制の整備状況について、また、経済活動における人権の尊重の観点から、特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し、対策を実施するための社内体制の整備状況について、それぞれ記載すること。
（注２）共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。
※　厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和五年厚生労働省令第八号）